

正しく判定! 法人税の損金算入・不算入

第9回 役員だけの旅行は福利厚生費? それとも交際費?

公認会計士・税理士 溝端 浩人
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。今期は業績がいいので、慰労を兼ねて役員だけを旅行に招待して接待してあげようと思いますが、この旅行の費用は交際費となるのでしょうか。



役員など特定の者のみを対象とした旅行は、福利厚生目的の旅行であると考えられないことから、福利厚生費にはなりません。また、役員だけの旅行が会社の業務の遂行上必要なものとして認められないことから交際費にも含めることができず、通常は役員に対して給与を支給したとして取り扱われ、その費用の全額が役員賞与として損金不算入となり、役員個人は給与課税を受けることになります。

解説

1 慰安旅行の費用の取扱い

レクリエーションの一環として慰安旅行を行う場合には、その旅行の企画立案、旅行の目的、規模、行程、従業員等の参加割合及び参加者の負担額などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなりますが、次の要件のいずれにも該当する場合には、会社負担が多額になる等のケースを除き、会社は福利厚生費として損金処理でき、役員や従業員は給与課税を受けることはありません。

(1) 旅行に要する期間は4泊5日（海外旅行のときは目的地の滞在日数）以内であること

(2) 旅行の参加者が全従業員等の50%以上であること*

* 工場、支店等の単位で旅行を行う場合は、その工場、支店等の従業員等の50%以上が旅行に参加していることが必要です。

2 役員のみを対象とした旅行の費用の取扱い

役員のみを対象とした旅行は、通常は上記(2)の要件を満たさないことから、福利厚生目的の旅行であるとは認められず、その旅行に係る費用は、役員に対する賞与として損金不算入となり、役員個人は給与課税を受けることとなります。

役員のみを対象
とした旅行費用

会社側

役員賞与として損金不算入

役員側

給与課税の対象

MEMO

役員だけで事業計画等の検討会議を合宿形式で行う場合

単なる旅行ではなく、役員だけで事業計画等について検討するために、宿泊施設に泊まって合宿会議をしたケースについて考えてみましょう。

その会議が会議としての実体*を伴っている場合には、合宿費用のうち会議に通常要する費用は、会議費等として損金処理することができます。

ただし、会議としての実体*を伴っていない場合や会議後の飲食費用（通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食費用を除く）は、交際費等（社内交際費）として処理することとなります。

* 会議としての実体があるかどうかの判断は、会議の場所、内容、方法、時間、出席者等を総合的に勘案して判断することとなります。

著者紹介



みそばた ひろと
溝端 浩人（公認会計士・税理士）
朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）
にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認
会計士事務所開業。株式会社コンサルティン
グ・モール代表取締役。
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき
松本 栄喜（税理士）
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中
公認会計士事務所にて実務を経験後、平
成18年に税理士事務所開業。税理士法人
松本会計事務所代表。
【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の
税金実務必携」(共著)他

